

## 横浜市協働による森づくり要綱

制 定 平成 24 年 4 月 1 日環創み第 2715 号

最近改正 令和 4 年 5 月 9 日環創み第 173 号

### (理念)

第 1 条 まとまりのある緑の空間は、都市の骨格をつくり、クールスポットであると同時に生物生息の場であり、洪水抑制や避難場所になるなど防災・減災にも役立つ。さらには、樹林地や農地が一体となった横浜らしい里山の環境を保全、再生することは、生物多様性の維持向上や、環境教育と生活文化伝承の場を確保することでもある。市民や事業者と共に活動を積み重ね、広げることで次世代につなぐ横浜の森づくり活動を推進する。

### (目的)

第 2 条 市民と事業者、行政が目標や手法を共有し「横浜みどりアップ計画」に基づいて協働による森づくりを推進するため、その担い手の育成及び支援に必要となる手続を本要綱に定める。

### (用語の定義)

第 3 条 この要綱において、森づくり活動とは、次のいずれかに該当するものとする

- (1) 美化活動、草刈、間伐などの、樹林地全体の保全に資する管理活動と発生材の活用
- (2) 動植物の調査、自然観察会などの、樹林地全体の生態系維持に関わる活動（ただし、特定の生物の保護や育成に限定する活動を除く。）
- (3) その他樹林地の保全活動で市長が必要と認めたもの
- (4) 各樹林の保全管理計画に基づく、維持管理作業

### (対象地)

第 4 条 この要綱の対象地は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 横浜市民の森設置事業実施要綱（平成 8 年 4 月 1 日制定）に基づき指定された市民の森。ただし、農地契約地は除く。
- (2) 都市公園法第 2 条に定義される都市公園に設置された一団の樹林
- (3) 市有緑地（横浜市環境創造局が所管する市有緑地）
- (4) 都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）に基づき指定された特別緑地保全地区
- (5) 首都圏近郊緑地保全法（昭和 41 年法律第 101 号）に基づき指定された近郊緑地特別保全地区
- (6) 横浜市緑地保存事業実施要綱（昭和 46 年 8 月 3 日制定）に基づき指定された緑地保存地区
- (7) 横浜市源流の森保存事業実施要綱（平成 3 年 7 月 1 日制定）に基づき指定された源流の森保存地区
- (8) 横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成 3 年 12 月横浜市条例第 57 号）で定められた地区計画緑地保全区域
- (9) その他横浜市の制度により指定されている緑地

### (森づくりボランティアの登録)

第 5 条 市長は、森づくり活動を希望し、本要綱の理念を理解し賛同する 18 歳以上の者で、次の各号のいずれかに該当する者を森づくりボランティアとして登録することができる。

- (1) 横浜市内に在住、在学又は在勤の個人または市内事業者であること。
- (2) 横浜市内の樹林地で森づくり活動を行う予定のあるもの。

- 2 前項の登録を受けようとする者は、森づくりボランティア登録申請書（第1号様式）により、市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る申請書等により必要な審査を速やかに行い、適当であると認めたときは森づくりボランティア登録承認通知書（第2号様式）により、不適當であると認めたときは理由を付して森づくりボランティア登録不承認通知書（第3号様式）により、その旨を申請者に通知するものとする。
- 4 森づくりボランティア登録期間は、登録を行った当該年度を含む、3か年の年度末までとする。

（森づくりボランティアの遵守すべき事項）

第6条 森づくりボランティアは、次の各号に定める事項を守らなければならない。

- (1) 森づくり活動に関する情報収集を行い、市内における森づくり活動を推進するよう努める。
- (2) 森づくり活動に関する研修に参加し技術の向上に努める。
- (3) 自他に対する安全に十分注意して活動を行う。

（森づくりボランティア登録の取消し）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合、森づくりボランティアの登録を取り消すことができる。

- (1) 第5条第1項に定める森づくりボランティアの基準を満たさなくなったとき。
  - (2) 申請内容に虚偽の記載があったとき。
  - (3) 前条に基づく森づくりボランティアの遵守すべき事項を果たさなかったと市長が認めたとき。
  - (4) 法令、条例又は規則等に基づき市長が行った指示に違反したとき。
  - (5) 森づくりボランティアから、森づくりボランティア登録取消申請書（第4号様式）が提出されたとき。
  - (6) その他市長が必要と認めたとき。
- 2 市長は、森づくりボランティアの登録を取り消す場合、理由を付して森づくりボランティア登録取消通知書（第5号様式）により、その旨を当該森づくりボランティアに通知するものとする。

（森づくりボランティア登録の変更）

第8条 森づくりボランティアは、その登録内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（森づくりボランティアへの再登録）

第9条 森づくりボランティアの登録期間を経過して引き続き森づくりボランティアとしての登録を希望する者は、再度第5条第2項に基づく登録の申請を行い、市長の承認を受けなければならない。

- 2 第7条に基づき森づくりボランティアの登録の取消しを受けた者は、その決定の日から3年間は第5条第2項に基づく登録の申請を行うことができない。

（森づくりボランティアへの支援）

第10条 市長は、森づくりボランティアに対し予算の範囲内において次の各号に定める支援を行うことができるものとする。

- (1) 森づくり活動に関する研修を受講する機会等の提供
- (2) 森づくり活動に関する情報の提供
- (3) 森づくり活動団体への橋わたし
- (4) 森づくり活動体験会の開催

(5) その他市長が必要と認めた、森づくり活動に関する支援

(森づくり活動育成支援団体および活動団体の要件)

第11条 森づくり活動育成支援団体は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 本要綱の理念に合致した第3条に基づく森づくり活動を行う団体
- (2) 組織として規約の定めのある団体
- (3) 活動の目的や内容が非営利である団体
- (4) 5名以上の構成員がいる団体

2 森づくり活動団体は、前項の要件に加えて、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

- (1) 平成21年度から平成23年度の間には横浜市森づくりボランティア団体育成・支援要綱第11条第4項に定められた森づくり活動支援承認書により承認の通知を受けた団体が、当該活動地に関して申請を行う場合
- (2) 横浜市市民の森設置事業実施要綱（平成8年4月1日制定）第9条に規定する地域団体等である市民の森愛護会が当該活動地に関して申請を行う場合
- (3) 横浜市公園愛護会事務取扱要綱第2条により定められた公園愛護会が当該活動地に関して申請を行う場合
- (4) 第12条に基づき市長が育成または育成を支援した団体が当該活動地に関して申請を行う場合

(新規森づくり活動団体の育成支援)

第12条 市長は、第4条第1号から第3号に定める樹林地において、新たに森づくり活動団体を育成することができる。

- 2 第4条第4号から第9号に定める樹林地において、新規に森づくり活動団体の育成支援を希望する当該樹林地の土地所有者は、森づくり活動団体育成支援申請書（第6号様式）により、市長に支援を申請することができる。
- 3 第4条に定める樹林地を市が所有する場合は、育成支援を希望する団体は、森づくり活動団体育成支援申請書（第6号様式）により、市長に支援を申請することができる。
- 4 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに内容について関係部署と協議を行い、団体育成を支援することが適当であると認めたときは森づくり活動団体育成支援承認書（第7号様式）により、不適當であると認めたときは理由を付して森づくり活動団体育成支援不承認書（第8号様式）により申請者に通知する。
- 5 前項による団体育成において行う支援は、研修の受講、森づくり活動に関する情報の提供、森づくりボランティアに登録された者に対する広報等とする。

(森づくり活動団体の承認)

第13条 市長は、第4条各号の樹林地において第11条の条件に該当し、適切であると認めた森づくり活動を行う団体を森づくり活動団体として承認することができる。ただし、土地所有者が自己所有地で活動する場合を除く。

- 2 市長が承認することができる森づくり活動団体は、原則として1樹林地につき1団体までとする。
- 3 森づくり活動団体として承認を希望する団体は、森づくり活動団体承認申請書（第9号様式）に

次に掲げる図書を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。また、活動地が第4条第1号に該当する場合または、活動地が第4条第2号に該当し、当該の公園愛護会が活動を行う場合、市長の判断により必要となる書類の一部を省略することができる。

- (1) 活動地の付近見取図及び区域図
- (2) 活動区域における活動方針及び中長期活動計画書
- (3) 活動区域に係る土地所有者による申請内容に対する同意書（第10号様式）
- (4) 管理者の同意書（活動場所が第4条第1号から第3号に該当する場合）
- (5) 団体の規約及び役員名簿
- (6) 申請内容に対する市民の森愛護会の承諾書（活動地が第4条第1号に該当し、市民の森愛護会がある場合）
- (7) 申請内容に対する公園愛護会の承諾書（活動地が第4条第2号に該当し、公園愛護会がある場合）

4 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る申請書等により別表1に基づき必要な審査を速やかに行い、承認することが適当であると認めるときは森づくり活動団体（承認・変更承認）書（第11号様式）により、不適當であると認めるときは理由を付して森づくり活動団体（不承認・変更不承認）書（第12号様式）により申請者に通知するものとする。

5 平成21年度から平成23年度の間横浜市民森づくりボランティア団体育成・支援要綱第11条第4項に定められた森づくり活動支援承認書により承認の通知を受けた団体が、保全管理計画が策定されていない当該活動地に関して申請を行う場合、森づくり活動団体承認を受けているとみなすことができる。

#### （森づくり活動団体の責務）

第14条 森づくり活動団体は、次の各号に掲げる責務を有する。

- (1) 横浜市及び土地所有者と協働で、第13条第3項第2号に基づいた森づくりを行う。
- (2) 横浜市及び土地所有者の指示に従う。
- (3) 自他に対する安全に十分注意して活動を行う。
- (4) 森づくりに必要な技術を要するために、技術向上に努める。
- (5) 近隣住民や利用者等との良好な関係を築く。

#### （森づくり活動団体への支援）

第15条 市長は、予算の範囲内において、第17条第1項に基づく年間活動計画の承認を受けた森づくり活動団体へ次の各号に掲げる支援を行うことができる。

- (1) 森づくり活動に関する研修を受講する機会等の提供
- (2) 森づくり活動に関する道具の貸出し
- (3) 森づくり活動に関する専門家の派遣
- (4) 森づくり活動に関する情報の提供
- (5) その他市長が必要と認め、森づくり活動に関する支援

2 支援に必要な事務手続については、環境創造局長が別に定める。

(森づくり活動団体の変更)

第16条 森づくり活動団体は、承認を受けた内容に変更が生じた場合は、森づくり活動団体変更申請書（第13号様式）により、その内容を市長に申請しなければならない。ただし、市長が軽微な変更と認めた場合はこの限りではない。

2 前項による申請は、第13条第4項の規定を準用する。

3 市長は、森づくり活動団体が登録した活動地の土地所有者又は第4条に定める樹林地の区分に変更が生じた場合は、当該森づくり活動団体に対し、前項の規定による審査に必要な書類の提出を求めることができる。

(森づくり活動年間活動計画の承認)

第17条 第13条により森づくり活動団体として承認された団体は、毎年の活動について森づくり活動年間活動計画承認申請書（第14号様式）に、次に掲げる図書を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 活動地の区域図

(2) 年間活動計画書

(3) 年間活動計画に対する土地所有者の同意書（第10号様式）

(4) 年間活動計画に対する市民の森愛護会の承諾書（活動場所が第4条第1号に該当し、市民の森愛護会がある場合）

(5) 年間活動計画に対する公園愛護会の承諾書（活動場所が第4条第2号に該当し、公園愛護会がある場合）

(6) 団体の規約、役員名簿

(7) 市長が求める図書

2 年間活動期間は申請当該年の7月1日から、翌年の6月30日とする。

3 前第1項の規定による申請は原則、活動開始日より遡って、1か月前までに行わなければならない。

4 市長は、前第1項の規定による申請があったときは、別表1に定める基準に基づき必要な審査を速やかに行い、活動計画を承認することが適当であると認めるときは森づくり活動年間活動計画（承認・変更承認）書（第15号様式）により、不適當であると認めるときは理由を付して森づくり活動年間活動計画（不承認・変更不承認）書（第16号様式）により申請者に通知するものとする。

5 承認の条件として、森づくり活動団体は、当該年度内に安全管理に関する研修を受講しなければならない。

(森づくり活動団体の年間活動遵守事項)

第18条 森づくり活動団体は、活動に際し、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、第11号から第15号において、前条第4項の規定による年間活動計画の中で承認を受けた場合はこの限りではない。

(1) 「横浜みどりアップ計画」に基づいて森づくり活動を推進すること。

(2) 活動団体構成員の傷害及び第三者への損害のための保険に加入すること。

(3) 市民の森等の愛護会、その他団体及び地域との連絡調整を図り良好な関係を保つこと。

- (4) 活動時間は、原則として、日の出から日の入りまでとすること。
- (5) 利用者及び近隣住民への迷惑になる行為を行わないこと。
- (6) ごみを持ち帰ること。
- (7) 2 m以上の高所では作業を行わないこと。
- (8) 事件事故発生時に備えて連絡体制を整備し、事件事故発生時はすみやかに本市や関係機関に連絡すること。
- (9) 第 17 条 5 項に定める研修を受講し、自他に対する安全に十分注意して活動を行うこと。
- (10) 別途定める「安全管理チェックシート」を確認し、実施すること。
- (11) 火気を使用しないこと。
- (12) 許可なく車両を乗り入れないこと。
- (13) 動植物の移入、捕獲、採取を行わないこと。
- (14) 土石の採取その他土地の形質変更を行わないこと。
- (15) 工作物を設けないこと。

(森づくり活動団体の年間活動報告)

第 19 条 森づくり活動団体は、第 17 条に基づく森づくり活動年間活動計画の承認を受けた活動について、活動終了後に森づくり活動報告書（第 17 号様式）を、活動終了後 1 か月以内に市長に提出しなければならない。

2 前項に定めるほか市長が報告を求めたときは、市長が定める期限までに森づくり活動団体は、速やかに森づくり活動報告書（第 17 号様式）を市長に提出しなければならない。

(森づくり活動年間活動計画の変更承認)

第 20 条 森づくり活動団体は、森づくり活動年間活動計画の承認を受けた当該年度において、その内容に変更が生じた場合は、速やかに森づくり活動年間活動計画変更申請書（第 18 号様式）を提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし市長が認める軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに別表 1 に基づく審査を行い、適当であると認めるときは森づくり活動年間活動計画（承認・変更承認）書（第 15 号様式）により、不適當であると認めるときは理由を付して森づくり活動年間活動計画（不承認・変更不承認）書（第 16 号様式）により申請者に通知するものとする。

(森づくり活動団体の年間活動計画の承認取消し)

第 21 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合、当該森づくり活動団体に対し、理由を付して森づくり活動是正勧告書（第 19 号様式）により、当該年度の活動の承認を一時停止し、改善を求めることができる。

- (1) 承認を受けた活動計画の内容と異なる活動をしたとき。
- (2) 第 18 条に定める遵守事項を守らなかったとき。
- (3) 土地所有者から、活動同意取消書（第 20 号様式）が提出されたとき。
- (4) 第 4 条に定める樹林地でなくなったとき。

- (5) 森づくり活動に関連する法令、条例又は規則に違反したとき。
- (6) その他市長が必要と認めるとき。
- 2 前項の規定により改善を求められた当該森づくり活動団体は、森づくり活動是正報告書（第21号様式）により、是正内容を報告しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による報告があったときは、是正内容について速やかに審査を行い、報告内容が適当であると認めた場合は森づくり活動是正確認通知書（第22号様式）により、報告者に通知するものとする。
- 4 市長は、第1項の規定により是正勧告を受けたにもかかわらず指摘事項について改善が見られない場合、又は是正勧告によらず直ちに活動計画承認を取り消すことが適当であると認められる場合には、理由を付して森づくり活動年間活動計画承認取消通知書（第23号様式）により、その承認を取り消すことができる。

（森づくり活動団体の取消し）

第22条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合、当該森づくり活動団体に対し、理由を付して森づくり活動団体承認取消通知書（第24号様式）により、その承認を取り消すことができる。

- (1) 登録内容に虚偽の記載があったとき。
- (2) 登録内容に変更が生じ申請資格を満たさなくなった場合及び前条に基づく必要な手続きを怠った場合
- (3) 前条に基づく審査の結果、不承認となった場合
- (4) 登録された活動区域が第4条に定める樹林地ではなくなったとき。
- (5) 第14条に定める森づくり活動団体の責務に反したとき。
- (6) 森づくり活動団体から森づくり活動団体解散届出書（第25号様式）が提出されたとき。
- (7) 次のいずれかに該当したとき。
  - ア 第13条第4項の規定に基づく森づくり活動団体の承認を受けなかったとき。
  - イ 正当な理由なく第17条第1項の規定に基づく年間活動計画の申請を行わなかったとき。
  - ウ 第21条第4項の規定に基づき年間活動計画の承認を取り消されたとき。
- (8) その他市長が必要と認めたとき。

（原状回復）

第23条 森づくり活動団体が、活動において故意又は過失によって市、土地所有者及び第三者に損害を与えたときは、自らが費用負担して原状回復するものとする。

（自己責任の原則）

第24条 森づくり活動団体は、自らの責任で活動を行うものとする。

（地域団体への支援）

第25条 横浜市市民の森設置事業実施要綱（平成8年4月1日制定）第9条第1項に規定する市民の森愛護会、及びふれあいの樹林設置事業実施要綱（昭和63年10月25日制定）第9条第1項に規定する地域団体等は、第15条に規定する支援を受けることができる。ただし、当該団体が市から委託業務を受けている場合は、委託業務とは別に森づくり活動を行う場合に限り支援を受けることができるものとする。

(その他)

第 26 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、環境創造局長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(移行措置)

- 3 横浜市森づくりボランティア団体育成・支援要綱（平成 14 年 10 月 15 日）は、平成 24 年 4 月 1 日をもって廃止する。なお、同要綱に基づき平成 23 年度までに登録されている森づくりボランティア登録団体は、平成 27 年 3 月 31 日までの間は、第 9 条に定められた支援を受けることができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和元年 6 月 1 4 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 3 0 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 5 月 9 日から施行する。



別表 1 (第 13 条第 4 項、第 17 条第 4 項、第 20 条第 2 項)

	活動承認基準
活動内容	<p>1 次の各号のいずれかに該当し、第 18 条に定める遵守事項に反する行為でないこと。ただし、活動地において、市が定める緑地の保全管理計画がある場合は、その計画に基づく活動内容であることとする。</p> <p>(1) 美化活動、草刈、間伐などの、樹林地全体の保全に資する管理活動と発生材の活用</p> <p>(2) 動植物の調査、自然観察会などの、樹林地全体の生態系維持に関わる活動（ただし、特定の生物の保護や育成に限定する活動を除く。）</p> <p>(3) その他樹林地の保全活動で市長が必要と認めたもの</p>
活動場所	<p>1 次の各号の全てに該当すること。</p> <p>(1) 樹林及び樹林と一体となっている草地又は湿地（ただし、活動範囲に樹林を含むこと）</p> <p>(2) 活動に際して、活動する者及び周辺への安全が確保できること。特に、2 m 以上の高所では作業を行わないこと。</p> <p>(3) 公道から活動場所への通路が確保できること。</p> <p>(4) 対象の樹林地 1 か所につき 1 団体の承認とする。また、特別緑地保全地区及び近郊緑地特別保全地区は、1 つの指定区域において 1 団体とする。ただし、次の定める事項に当てはまる場合は、例外として 1 樹林地につき複数の団体が活動することを認める。</p> <p>ア 市民の森愛護会が森づくり活動団体として活動を希望する場合</p> <p>イ 平成 21 年度から平成 23 年度の間に横浜市森づくりボランティア団体育成・支援要綱第 11 条第 4 項に定められた森づくり活動支援承認書により承認を受けた団体が既に 1 樹林地につき 2 団体ある場合において、当該活動地に関して申請を行う場合</p>
その他	<p>第 19 条に基づく前年度の活動報告書が遅滞なく提出されていること。</p>